

令和7年3月 28 日
記者発表資料

生産性向上に取り組む、中小企業・小規模事業者向けの補助金の公募を開始します！

長引く物価高騰や深刻な人手不足など、中小企業等の抱える喫緊の課題に対応するためには、事業の生産性を向上させ「稼ぐ力」を安定・強化することが重要です。そこで、県ではこのための支援として、事業の効率化や経費節減など生産性向上に資する設備の導入費用の一部を補助する「令和7年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」、小規模事業者を対象としたデジタル化に向けたシステム導入等を促進する「令和7年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」の公募を開始します。

1 補助制度の概要

補助金名	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
中小企業生産性向上促進事業費補助金	生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程の改善に資する設備導入事業 検査工程の改善に資する設備導入事業 調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備導入事業など 	補助対象経費の1/2以内 (小規模事業者は2/3以内※)	500万円 (下限額は25万円)
神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金	人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等	<ul style="list-style-type: none"> セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務を効率化する事業 顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業など 	補助対象経費の2/3以内	50万円

注) 同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受けることはできません。

※小規模事業者・・・商業・サービス業であれば従業員5人以下、製造業等であれば従業員 20 人以下の事業者等

2 中小企業生産性向上促進事業費補助金について

- (1) 補助対象者 県内中小企業者等
(通常補助率 1/2 以内、小規模事業者は補助率 2/3 以内)
その他、詳細は公募要領をご確認ください。
- (2) 公募期間
6月公募 令和7年5月1日(木曜日) 9時～ 令和7年6月30日(月曜日) 17時
7月公募 令和7年7月1日(火曜日) 9時～ 令和7年7月31日(木曜日) 17時
8月公募 令和7年8月1日(金曜日) 9時～ 令和7年8月29日(金曜日) 17時
※先着順ではありません。
- (3) 事業実施期間 交付決定日から令和8年1月31日(土曜日)まで
- (4) 補助要件 付加価値額が年率平均 1.5%以上増加する事業 など
- (5) その他 補助金の詳細は、別添1「令和7年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」
をご確認ください。

3 神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金について

- (1) 補助対象者 県内小規模事業者
その他、詳細は公募要領をご確認ください。
- (2) 公募期間 令和7年4月2日(水曜日) 9時～ 令和7年9月30日(火曜日) 17時
※先着順に申請を受け付けし、予算額に達し次第公募を終了します。
- (3) 事業実施期間 交付決定日から令和8年1月31日(土曜日)まで
- (4) 補助要件 相談機関における事前相談を受けていること など
- (5) その他 補助金の詳細は、別添2「令和7年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援
推進事業費補助金」をご確認ください。

4 ホームページ

・公募要領及び申請書類については、県ホームページをご確認ください。

<令和7年度中小企業生産性向上促進事業費補助金>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r7.html>

<令和7年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金>

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r7.html

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部

事業者支援担当課長 永井 電話 045-285-0648

中小企業支援課補助金班 川合 電話 045-285-0754

神奈川県

令和 7 年度中小企業生産性向上促進事業費補助金

1 事業の内容

物価高騰や深刻な人手不足など厳しい環境にある中小企業を支援し、「稼ぐ力」の安定強化を図るため、生産性向上に資する設備導入等に対して補助する、「令和 7 年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
6 月公募 令和 7 年 5 月 1 日 (木) 9 時～ 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 17 時 7 月公募 令和 7 年 7 月 1 日 (火) 9 時～ 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 17 時 8 月公募 令和 7 年 8 月 1 日 (金) 9 時～ 令和 7 年 8 月 29 日 (金) 17 時	申請は原則電子申請システムを使用して行ってください。 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 詳細はホームページをご参照ください。

※各公募締切の末日 17 時まで(受信有効)に提出された申請は全て審査を行います(先着順ではありません)。

※補助金の交付決定日から令和 8 年 1 月 31 日(土)までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備導入等	○製造工程の改善に資する設備導入事業 ○検査工程の改善に資する設備導入事業 ○調理工程、サービス提供方法の改善に資する設備導入事業 など	補助対象経費の 1/2以内 〔小規模事業者は 2/3以内〕	500万円 〔下限額は 25万円〕

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人及び社会福祉法人※

〔小規模事業者を除く中小企業者は補助率 1/2 以内、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条に規定する小規模事業者は補助率 2/3 以内〕

※詳細は、公募要領をご覧ください。

4 補助対象経費

経費の区分	内容	補助上限	
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500 万円
② I T サービス導入費	補助事業の遂行に必要な I T サービスやシステムの導入・開発に要する経費	50 万円	
③施設工事費	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100 万円	

5 主な補助要件（その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。）

- (1) 付加価値額が年率平均 1.5%(3年で 4.5%)以上増加する事業であること
- (2) 給与支給総額が増加する事業であること
- (3) 令和 6 年 4 月 1 日までに創業していること
- (4) 申請日時点で神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- (5) 補助対象となる事業を神奈川県内の自社の事業所で実施すること

6 採択審査における加点措置

次の 3 つの事業者については、採択審査で加点します。

- ・ パートナーシップ構築宣言の宣言事業者
＜パートナーシップ構築宣言ポータルサイト＞
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
- ・ 事業継続力強化計画の認定を受けた事業者又は、申請中の事業者
＜事業継続力強化計画ポータルサイト＞
<https://kyoujinnka.smrj.go.jp>
- ・ 「事業承継計画書」を作成している事業者
＜神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター＞
<https://kanagawa-shoukei.jp/>

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和 8 年 2 月 6 日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

問合せ先

生産性向上補助金事務局

受付時間：平日 9 時から 17 時まで

電話番号 045-315-3755

ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r7.html>

神奈川県

令和7年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金

1 事業の内容

人手不足が深刻化する小規模事業者が実施するデジタル技術の活用により業務効率化を図る事業に要する経費に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指すため、「令和7年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和7年4月2日(水)午前9時から 令和7年9月30日(火)午後5時まで	申請は原則 e-kanagawa 電子申請システムを使用して行ってください。 e-kanagawa 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 詳細はホームページをご参照ください。

※先着順に申請を受け付け、予算額に達し次第公募を終了します。

※補助金の交付決定日から令和8年1月31日(土)までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額	専門家派遣
人手不足の解消や業務効率化に資するシステム導入等	・セルフオーダーシステムを導入し、ホール業務の効率化を図る事業 ・顧客管理システムを導入し、営業業務を効率化する事業 など	補助対象経費の2/3以内	50万円	3回まで ※希望者のみ

3 事前相談

申請に際しては、下記に記載の相談機関による事前相談を受け、課題解決に最適なデジタル化対象業務を明確化する必要があります。

<相談機関>

- ・(公財) 神奈川産業振興センター
- ・神奈川県中小企業団体中央会
- ・各商工会、商工会議所
- ・補助制度ホームページに掲載する相談機関

4 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者、特定非営利活動法人※

(小規模事業者の定義)

業種分類	常時使用する従業員数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

ただし、令和6年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金の交付を受けた事業者は申請できません。

※詳細は、公募要領をご覧ください。

5 補助対象経費

費目	内容	補助上限額	
①ITサービス導入費	補助事業の遂行に必要なシステムの導入・開発に要する経費	—	50万円
②ホームページ作成、改修費	補助事業の遂行に必要なホームページの作成、更新に要する経費	10万円	
③機械装置等費	ITサービスを使用するために必要な機械装置等の購入に要する経費	— (ただし、一部上限あり)	

6 主な補助要件 (その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。)

- (1) 営業利益率が向上する事業であること
- (2) 相談機関による事前相談を受けていること
- (3) 令和6年4月1日までに創業していること
- (4) 申請日時点で、神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- (5) 補助対象となる事業を神奈川県の自社の事業所で実施すること

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和8年2月6日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号 070-1187-0348、070-1187-0382、070-1187-0435

ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r7.html